

平成 24 年（2012 年）4 月 25 日

居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所事業者 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長 高橋 みゆき

### 高額障害福祉サービス制度について

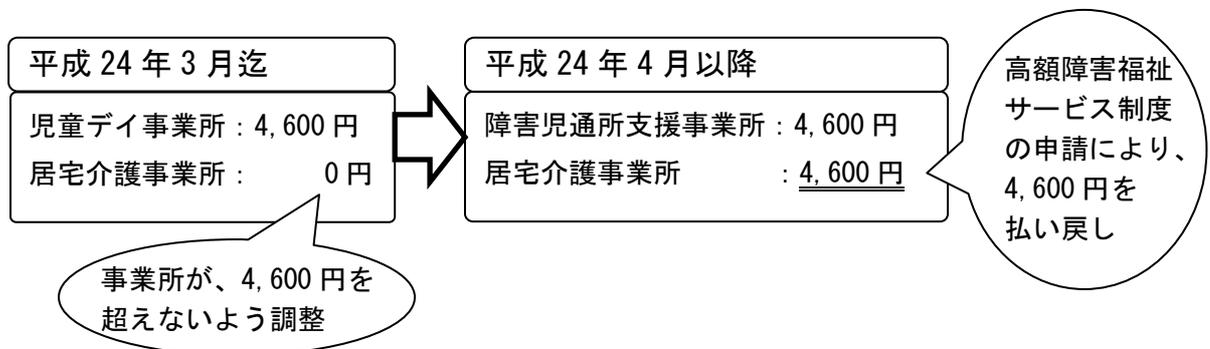
本年 4 月の法改正により、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスと、児童福祉法に基づく障がい児通園施設は、児童福祉法の新たな「障害児通所支援」に一元化されたところです。

障害児通所支援と障害福祉サービスを併用している利用者について、両者を合わせた上限額管理が行えなくなりましたが、下例のように、高額障害福祉サービス制度の申請を行うことで払い戻しを受けることができます（**実質的な負担額に変更は生じません。**）。

こうした利用者負担方法の一部変更については、障害児通所支援利用者の保護者に対し、別添のチラシにより周知を図っておりますので、参考送付いたします。

各事業所におきましても、引き続き保護者への説明や助言等をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

[例] 負担上限月額 4,600 円の世帯で、児童デイと居宅介護のどちらも、月 4,600 円以上利用していた世帯の場合



札幌市役所障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 伊藤  
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181  
E-mail : [sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)

## 通所サービスの利用者負担の方法が一部変わります

### 児童デイサービスの名称が変わります

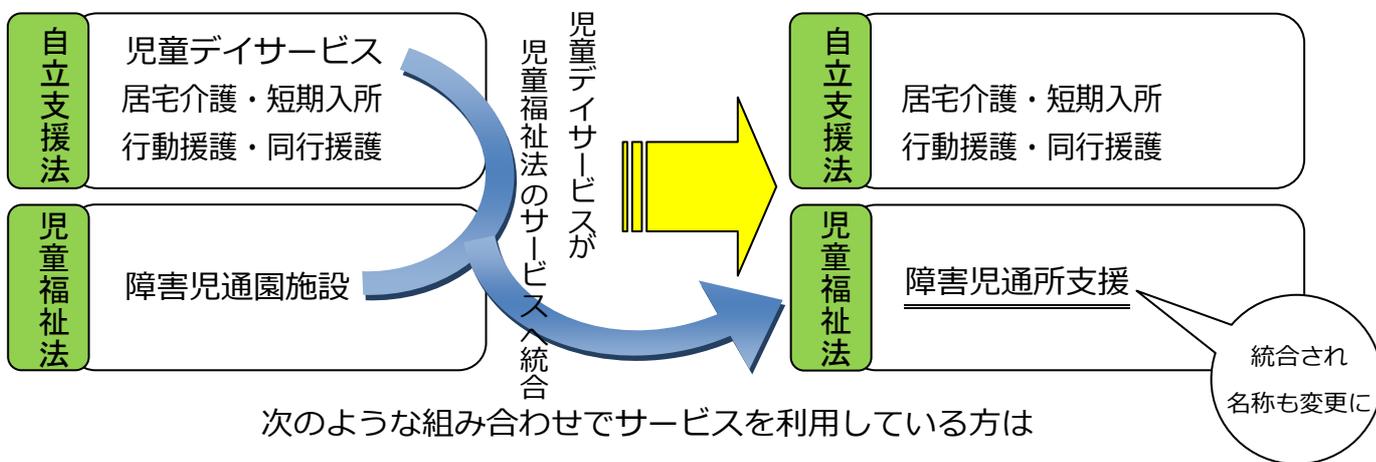
法改正に伴い、平成24年4月より、「児童デイサービス」が、障害者自立支援法から、児童福祉法の新たな「障害児通所支援」に統合され、名称が「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」となります。

このサービスの再編に伴い、市民税課税世帯の方について、利用者負担の方法が一部変更になる場合があります。

ご不明な点がありましたら、ご利用中の事業所にお問い合わせください。

[ ~平成24年3月 ]

[ 平成24年4月~ ]



次のような組み合わせでサービスを利用している方は  
**利用者負担の方法が一部変わります**

#### 児童デイと障害児通園施設を 両方利用している方

これまでは、一旦それぞれの事業所で利用者負担額を支払い、合計額が負担上限月額<sup>※1</sup>を超えた場合は、払い戻しの手続き<sup>※2</sup>がありました。

平成24年4月の利用分から、あらかじめ届出<sup>※3</sup>があれば、事業所が負担上限月額を超えないよう調整しますので、**払い戻しの手続きは必要ありません。**

#### 居宅介護・短期入所・行動援護・同行援護と 児童デイを両方利用している方

これまでは、利用者負担額が負担上限月額<sup>※1</sup>を超えないよう、事業所が調整することができましたが、法改正に伴い、平成24年4月の利用分から「居宅介護・短期入所・行動援護・同行援護」と「障害児通所支援」のそれぞれで利用者負担額を支払います。

その合計額が、負担上限月額を超えた場合には、払い戻しの手続き<sup>※2</sup>がありますので、**各区役所保健福祉課に、領収書をご持参のうえ、お手続きください。**

※1 負担上限月額：受給者証に印字されている、一月の利用者負担の上限額です。

※2 払い戻しの手続き：高額障害福祉サービス制度により、負担上限月額を超えた額について、区役所から払い戻しを受けることができます。

※3 届出：届出方法については、別途、事業所を通じてお知らせします。

## Q1 児童デイしか使っていないけど何か変わるの？

---

児童デイまたは障害児通園施設のみ利用の場合は、利用者負担の方法に変更はありません。

## Q2 今までより利用者負担額が増えることになるの？

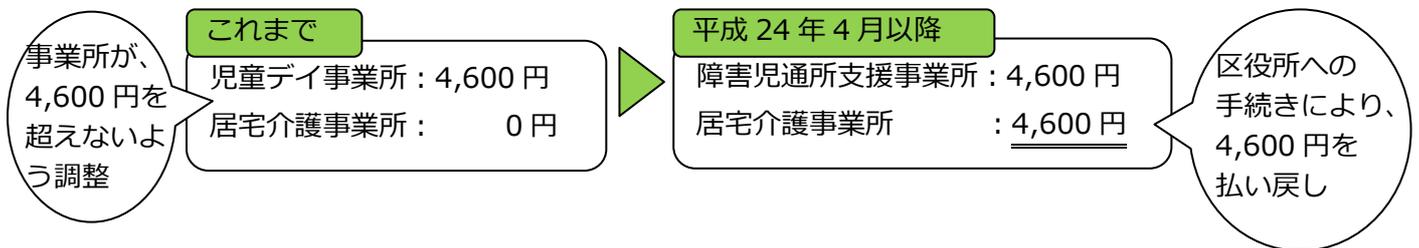
---

基本的には利用者負担額に変更はありません。

次のような例では、一旦それぞれの事業所に利用者負担額を支払いますが、各区役所での手続きにより、払い戻しを受けることができます。

【例】事業所への支払額

負担上限月額 4,600 円の世帯で、児童デイと居宅介護のどちらも、月 4,600 円以上利用している場合



## Q3 どこで払い戻しの手続きをすればいいの？

---

窓口は区役所の保健福祉課です。事業所が発行する領収書が必要となりますので、なくさないように保管しておいてください。

## Q4 利用者負担額がかかっていないけど、何か変わるの？

---

市民税非課税世帯で利用者負担額がかかっていない場合は、変更ありません。

## Q5 払い戻しはまとめて手続きできないの？

---

払い戻しの手続きは、複数月分まとめて行うことができます。

ただし、5年を経過すると、時効により手続きできなくなりますのでご注意ください。